

「営農型太陽光発電」とは

農地に支柱を立てて、**営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組み**を指します。

この場合、**支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となります。**（平成25年3月31日～）



営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が**一定の期間内**となっているか

一時転用期間が**10年以内**になるケース（平成30年5月15日通知）

次のいずれかに該当するときは**10年以内**（その他は**3年以内**）

- 認定農業者等の**担い手**が下部の農地で**営農を行う**場合
- **荒廃農地**を活用する場合
- **第2種農地**又は**第3種農地**を活用する場合

- 下部の農地での**営農の適切な継続が確実か**

営農の適切な継続とは

- **営農が行われていること**
- 生産された農作物の**品質に著しい劣化が生じていないこと**
- **下部の農地**の活用状況が**次の基準を満たしていること**

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、**再許可が可能**

- 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ **年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック**

- 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元

